

編集後記

一昨年の九月に「鳥取地域史研究会」の設立準備会を発足させ、以来、月例会(研究報告会)を積み重ねてきています。昨年二月には設立総会を開き、会員の皆様に御賛同いただきました。それから、ほぼ一年が経ち、ここに『鳥取地域史研究』第一号の発行となりました。まずは本会事務局、会員一同これを喜びたいと思います。

当誌に貴重な論稿をお寄せいただいた執筆者の方々には、編集・製作上、十分な時間を設定できず、心苦しくもありましたが、快く応じていただき、改めて感謝の意を申し上げます。

思えば、これまでトントン拍子で会誌の発行まで漕ぎ着けた感もありますが、偏に本会関係者の地域史研究にかける並々ならぬ意欲の結集によるものと言えましょう。勿論、本会が、先行する諸研究に導かれて今日に至っていることは言う迄もありません。

まずは第一号。「研究誌は継続させることが重要」と言われます。鳥取における歴史研究に新局面を切り開く数多くの論稿が当誌から発表され、蓄積されて行くことを心より願っています。

鳥取地域史研究会 編集担当 池内 敏 伊藤 康晴

鳥取地域史研究 第1号

平成11年(1999年)

2月21日発行

| | |
|-------|--|
| 編集・発行 | 鳥取地域史研究会 |
| 会長 | 安藤文雄 |
| 事務局 | 〒680-0011 鳥取市東町2-124 鳥取県立博物館内 0857(26)8044 |
| 印刷所 | 株式会社ティエスピー |

はじめに

竹島渡海と鳥取藩

—元禄竹島一件考・序説—

池内 敏

「竹島一件」とは、近世における竹島(現在の豊後島)およびその周辺海域の利権をめぐる日朝間の係争のことをいう。この係争は、時期的にもつとも狭く範囲を限定すれば、鳥取藩領米子町人の訴えに応えて徳川幕府が朝鮮人の竹島出漁禁止を朝鮮側に求めた元禄六(一六九三)年から、徳川幕府が日本人の竹島渡海禁止を命じた元禄九年に到るものである。しかしながら、元禄六年の米子町人の訴えには、それまで彼らが排他的に竹島周辺での利権を確保してきたという背景があるから、「竹島一件」を論じるために、米子町人らの竹島渡海の歴史から話を引き起す必要がある。

これまでのところ、右の「竹島一件」に関わって、歴史学の文献を引用しつつ最も詳細に論じたのは「川上篤三」である。その後に現れた諸論稿(「堀村秀樹、堀和生、内藤正中一九九五、李薰、内藤正中一九九八」)は、立論の趣旨が全く異なる場合であっても、個別事実の評価に些かの違いが認められこそそれ、「竹島一件」理解の大筋は「川上篤三」と変わらない。「ここでいう「竹島一件」理解の大筋とは以下の通りである。鳥取藩領米子の大谷甚吉が村川市兵衛とともに竹島渡航許可を幕府に申請し、

元和四(一六一八)年、幕府は「渡海免許」を発給した。大谷・村川両家は輪番で竹島渡海を行い、寛文元(一六六一)年ころには松島への「渡海免許」も与えられた。ところが元禄六(一六九三)年、竹島で大谷家一行と朝鮮漁民とが競合し、大谷・村川両家が幕府に訴えた。そのため、竹島の漁業権・領有権を争う日朝間の外交交渉「竹島一件」に発展した。元禄九年一月、大谷・村川両家の竹島渡航が禁止され、「竹島一件」に決着がつけられた。

さて、本稿では、竹島渡海と鳥取藩との関わりに重点を置きながら、右の通説的理的理解の再検討を試みたい。ただし、本稿は時期的に元禄五年までを扱い、「元禄竹島一件」の歴史的前線について考察する。

「ここでいう「竹島一件」理解の大筋とは以下の通りである。鳥取藩

「史料1」

—元和四年竹島渡海免許—

元和四(一六一八)年、江戸幕府から米子町人大谷甚吉・村川市兵衛に対して竹島渡海免許が出された、とこれまで考えられてきた。その論拠は、手近なところでは「鳥取藩史」事変志一「竹島渡海禁止并渡海沿革」の記述に求められる。

元和三年（大谷）甚吉越後より帰帆の時漂流して竹島に至る。（中略）時に幕臣阿部四郎五郎正之候使として米子に在り。甚吉即ち村川市兵衛と共に竹島渡海の許可を周旋せむ事を請ふ。四年兩人江戸へ下り、安部氏の紹介に因つて請願の事幕府の議に上り、五月十六日渡海の免状を下附せらる。之を竹島渡海の濫觴とす。渡海免許の状左の如し。（前注）「伯耆志巻の七」

〔以上〕

従伯耆国米子竹嶋江「先年」舟相渡之由「候」、然者如其今度致渡海「度」之段、「米子町人」村川市兵衛・大屋甚吉申上付て、達上聞候之處、不可有異儀之旨被仰出候間、被得其意、渡海之儀可被仰付候、恐々謹言。

五月十六日

松平新太郎殿「人々御中」

*（一）内は、「大日本史料」十二編二十九、元和四年五月十六日項に記された「大谷氏日記」所取の記事で補った部分。

| | | |
|-------|----|---|
| 永井信濃守 | 尚政 | 判 |
| 井上主計頭 | 正就 | 判 |
| 土井大炊頭 | 利勝 | 判 |
| 酒井雅榮頭 | 忠世 | 判 |

右に引用した史料からはたしかに、元和三（一六一七）年に竹島（鹿島）に漂着した大谷甚吉が、村川市兵衛とともに旗本阿部四郎五郎正之に仲介を依頼し、元和四年五月一六日に幕府から「竹島渡海免許」が松平新太郎あてに発給されたと読める。ここにいう松平新太郎とは鳥取藩主池田光政のことである。光政は、元和三年に因幡・伯耆三二万石を領することとなり、同四年二月には初入國の暇を与えられるからである。

さて、この「竹島渡海免許」が元和四年のものであるとする、署名した四名のうち土井と酒井は年寄だが、永井は御小姓組番頭であり、

しておきたい。先に引用した「鳥取藩史」事変志一「竹島渡海禁止並渡海沿革」の記述は、そもそも「伯耆志」に掲載されたことが割注から知られ、「伯耆志」は幕末・明治初年に編纂されたものというから、この頃には「竹島渡海免許」元和四年発給説が存在していたこととなる。

文政一（一八二八）年の序文をもつ岡崎正義「竹島考」上下には、「竹島總説」項において「元和中、故アツテ幕府ノ蒙免許」と記され、「竹島通船免端」項には元和四年に「太守光政公ヘ政老中連署ヲ以テ、引用者也」ガ家ノ伝記ニ見エタリ」としているから、「竹島渡海免許」元和四年発給説の根拠は、竹島渡海事業の主体であった大谷・村川両家の主要にあるということになる。

ところで、「竹島考」の「大谷・村川挿由緒書于幕府」項には、大谷・村川が天和四（一六八四）年幕府に提出した由緒書が収められている。その由緒書には「竹島渡海免許」が掲げられ、「台徳院君ノ御代、元和四年政老ヨリ松平新太郎光政公へ賜フ處ノ御奉書ノ文如左」と説明されている。したがって、天和四年には既に大谷・村川によつて「竹島渡海免許」元和四年発給説を述べている。

〔史料2〕

一私共竹嶋江渡海仕候儀ハ、松平新太郎様因幡・伯耆御領知之分、

元和三年、伯耆国御仕候之為御使、阿倍四郎五郎様御越被成候時

分、私共親御訴訟申上、翌年御江戸相詰・御詮議之上、新太郎

様江御奉書被遣之、則其御奉書新太郎様より私共親頂戴、代々所

持仕候、夫より隔年二丙人ニ而渡海仕候、（中略）

延宝九年
西ノ七月十日
伯耆国米子町人 村川市兵衛
右ハ、延宝九年西ノとし、市兵衛罷越候刻、寺社御奉行様へ
書上申覺也

〔大日本史料〕十二編二十九「大谷氏日記」

一方、同じ延宝九年五月一三日、三代目大谷九右衛門勝信が幕府巡檢使に対し、「大歎院殿御代、五十年以前、阿部四郎五郎様御取持を以竹島押領仕」と述べている。川上健三はこの大谷九右衛門勝信の説明について、元和四年時の将軍は徳川秀忠（台徳院君）であるから「大歎院殿御代、五十年以前」というのは誤りとする（川上健三「大五郎の往（は）」）。しかしながら、先に検討したように「竹島渡海免許」発給は寛永二（一六二五）年（または元年）であるから徳川家光（大歎院君）の時代のことであり、延宝九年から見て「五十年以前」とするのもあながち外れではない。竹島渡海を行つていた当事者の側も、このときまでは「竹島渡海免許」の発給を寛永初年のことと正確に理解していた。したがって、何らかの理由により、延宝九（一六八一）年五月（七月の交に大谷・村川両家が「竹島渡海免許」元和四年発給説を主張し始めたのである（後述）。

ところでこれまでの論証を踏まえれば、寛永二年（または元年）五月十六日、將軍徳川家光のもと、永井・井上・土井・酒井四名の年寄連署奉書の形式で、鳥取藩主池田光政にあてて「竹島渡海免許」が発給されたということとなる。これは異國渡海朱印状の形式とも異なり、また寛永八年から実施される奉書制度における老中奉書とも異なっている。異國渡海朱印状は、たとえば「自日本到安南國舟也」として渡航先が明記され、発給年月日が示される一方で、文面それ自身には宛先も渡航期限も示されない。そしてこの朱印状は、渡航が終わるごとに返却をする一回限りのものであった。また、奉書制度の奉書と

竹島渡海と島取藩
は、朱印船が出航のつど、老中から長崎奉行に宛てた奉書を必要とするというものであつたから、宛先は「竹島渡海免許」にあるようなものとはならない。

それでは「竹島渡海免許」とはいかなる「免許」であつたろうか。この免許は、伯耆国米子から竹島へ船で渡る筋道がついているといふ事実を前提に「如其今度致渡海」ことを村川・大谷が申請し、幕府として了解したというものである（前掲「史料1」）。そして文面を読む限り、幕府として「今後の」渡海を了解したものではなく、「今度の」渡海について了解したものである。しかも幕府の了解は、村川・大谷に対してもなく、彼らの属する島取藩の領主に対して宛てられた。

さて、「竹島渡海免許」は、異國渡海朱印状のように渡海の終わるごとに返却されるであろうか。別の言い方をすれば、「竹島渡海免許」は渡海ごとに改めて申請しなおされたであろうか。この免許は、年寄（老中）連署奉書の形式でいったん島取藩主に宛てて発給され、藩主から間接的に大谷・村川に対して許可が下される形式をとつた。したがつて、渡航時（または燃氣申請時）の藩主が代替わりをしておれば、更新された新しい渡航免許の宛先も変わってくるはずである。

寛永一四（一六三七）年、竹島渡海後に朝鮮半島に漂着した村川市兵衛ら三〇人は松平新太郎（池田光政）宛の「竹島渡海免許」の写を携行していたが、ときの藩主は池田光仲（松平房・庄・五郎）である。一方、寛文六（一六六六）年七月にも伯耆米子の大谷九右衛門船二二人が竹島渡海ののち朝鮮半島に漂着しているが（池内敏・村井年表・整理番号13）、このときの一写も「御老中様より松平新太郎殿へ被遣候御状之写」を所持していた。これもまた寛永初年に発給された「竹島渡海免許」の写と見て良からう。ときの藩主も池田光仲である。

とすれば、寛永初年に「竹島渡海免許」が与えられてのち、大谷・村川は渡海ごとに免許を更新することではなく、また藩主の代替わりに

際して更新を申請することもなかつたといえよう。大谷・村川の手元には「寛永初年竹島渡海免許」の写しか無かつたのである。そうした状態が竹島渡海禁止の命じられた元禄九年正月に至るまで変わりなかつたことは、次に示す竹島渡海禁止を命じた老中奉書の文面からも窺い知ることができよう。

【史料3】

先年松平新太郎因州・伯州領知之節相親之伯州米子の町人村川市兵衛・大屋甚吉竹島江渡海、至于今雖致済候、向後竹島江渡海之儀制禁可申付旨被仰出候間、可被存其趣候、恐々謹言

正月廿八日

松平伯耆守

忠朝

阿部豊後守

正武

大久保加賀守

忠朝

戸田山城守

忠昌

土屋相模守

政直

こうした点を踏まえるならば、大谷・村川の竹島渡海について、徳川幕府が渡海のつど公式に再確認をしていたわけではないことが知られよう。とすれば、「元和四年竹島渡海免許」発給をもつて、「かくて日本人による竹島（諸國島）の開発は幕府公認の下に本格化することとなる」「川上篠三・七三頁」と評価することには躊躇わざるを得ない。

二 竹島・松島渡海をめぐる大谷家と村川家

（1）「寛文元年松島渡海免許」

延宝九（一六八一）年、幕府巡檢使に対する請書のなかで三代目大谷九右衛門（篠臣）は、「竹島之道筋ニ武十町斗廻り申小嶋」を「廿四年以前、阿部四郎五郎様御取持を以拝領、船渡海仕候」と述べる（川上篠三・五二・五二頁）¹⁹⁾。ここにいう「小嶋」とはおそらく

（2）「川上篠三・七七頁」

大谷九右衛門様

御限（篠力）

猶々、去年市兵過分之損仕由候、先村川舟渡海、貴様ハ重而之番より遣し可然候、其内貴様御越候ハ、御直委可承候、已上

（3）「川上篠三・七七頁」²⁰⁾

龜山庄左衛門（花押）

猶々、去年市兵過分之損仕由候、先村川舟渡海、貴様ハ重而之番より遣し可然候、其内貴様御越候ハ、御直委可承候、已上

（4）「史料5」

村川市兵衛方へ遣す書状之写

八先市兵衛舟遣候、貴様ハ重而之番より渡海可然候、其節御越候の、（「寛文元年竹島渡海免許」）のとき文書の存在には言及しない。また、寛文六（一六六六）年、大谷船が朝鮮に漂着して対馬藩による所持品調査がなされた際、「竹島渡海免許」は見いだされたが、「松島渡海免許」なるものは見あたらぬ。発行からわずか一〇年を隔てない時期に、大谷船はなぜゆえに免許を携行しなかつたのだろうか。そこです、川上篠三が大谷家の松島渡海開始を寛文元年だと結論づけた史料から検討してみたい。これらは川上にとって、「松島渡海免許」の発給時期を確定する作業と密接にかかわるものと位置づけられてもいる。

【史料4】

七月十五日村川市兵万御越候御狀見、殊更畦踏皮三足贈給恭候、

先以（a）道喜老初名御無事之由目出珍重存候、此表無相替儀、（b）

四郎五郎無為拙者体と無異儀罷在候、可御心安候、如承意奉中ハ

久々御在江戸候へ共、為差御馳走も不仕、今更御残多候、（c）將

又竹嶋渡海筋松嶋へ之小舟之儀被仰越候、今度市兵衛方二様子具

承候、（d）去年市兵衛舟出候、着舟不申大分之損仕由、（e）於然

右之通、村川市兵衛方へ申遣候、為念案書懸御目候、以上

- 35 -

- 34 -

(万治二年／一六五九) 九月八日

亀山庄左衛門（花押）

【史料6】

大屋道喜様

過八日之御飛札到来、殊下緒老具贈給過分之至候、其元相替儀無之無事之旨令祝者候、(a)亡父四郎五郎方へ預御音札令承知候。

去三月相果、我等共々悲歎候事二候、(b)来年御手前舟竹嶋へ渡

海、松嶋へも初而舟可被指越之旨、村川市兵衛と被致相談尤ニ候、

委細者家來亀山庄左衛門方より可申達候間不能詳候、恐惶謹言、

阿部權八郎 政重（花押）

(万治三年／一六六〇) 九月四日

大屋九右衛門様

御返事

〔川上健三、七三頁〕、大谷家目録2—52

【史料7】

猶以、村川市兵衛殿近日御当地へ御参府可被成由被仰越候、

左候ハ、渡海之儀様子直段ニ可承候、市兵衛被備候時分委細

可申入候、(d)先年相渡し候證文三具可有御座候間、今以其

通二舟御渡し可被成候、御仕合能可有之と存事候、追而御吉

左右可承候、以上

八月八日之御飛札拜見、先以貴様御無事之由目出珍重ニ存候、然

者(一)四郎五郎儀去三月上旬より煩出し、同月十六日二相果被申

候、各々様久々之御知人ニ付候間、可有御口悲と察入候、跡跡之

儀ハ存生之内末弟權八郎致様子、公儀相済候間可安御心候、病中

に御老中様各御見廻被成、色々御懸被遊被下、実難有四郎五郎

存候、權八郎儀、今以四郎五郎同前ニ御老中様御懸御座候間可安

御心候、御用之儀も御座候ハ、四郎五郎同前ニ可被仰越候、少も

如在申間敷候、將又(b)来年より竹嶋之内松嶋へ貴機舟御渡之客

三御座候旨、先年四郎五郎御老中様へ得御内意申候、(c)渡海之

出候、着舟不申大分之損仕由」とする事件が、「史料5」(d)「去々年村川大分之損仕由」と一致すると考えれば、「史料4」は万治元年の書状となる。松嶋渡海に關わる村川の意見を聞いたのがこの書状の書かれた直前の時期であり、「史料4」(c)、しかもその意見は大谷側の意見とは異なっているという(同(f))。これは「史料5」に見る万治元年の村川の申し入れに相当するから、「史料4」の年代は万治元年で矛盾がない。

さて、「史料4」～「史料7」を踏まえて、松嶋渡海をめぐる大谷・

村川・阿部三者の構図を整理してみよう。

松嶋渡海に伴う利権をめぐっては大谷家との間に意見の違いが見られ

〔史料4〕(f)、「史料5」(a)、兩者の意見調整を阿部に求め、万治元(一六五八)年には村川側の考え方を詳しく阿部に伝えることとなつた〔史料4〕(c)、「史料5」(a)。

このときの村川側の基本姿勢は、松島渡海について大谷側が同意しないので、村川単独で実行したい〔史料5〕(a)、というものであつた。村川側の言い分に対し阿部四郎五郎(その家臣亀山庄左衛門)は、大谷側も暫くは松島渡海に不同意かも知れないが、松島渡海にもそれなりの利益があるだろうから、いずれ松島渡海をしたいと言い出すであろう。大谷側が松島渡海を求めてくるまでの間は村川単独でも認めよう(同(b))という。

松島渡海をめぐる村川・大谷双方の意見の相違が、どのような内容

の「同心無之」であったかは分からぬ。しかしながら、あいだにあつた阿部(亀山)の側でも「市兵被申分とハ貴様書面少相違成儀も御

座候」〔史料4〕(f)と感じるだけの違いはあつた。

こうした状況に対し、阿部(亀山)は、村川単独による松島渡海事業をよしとはしなかつた。万治元年には既に村川・大谷の交代による

番年相定、市兵衛殿・貴様へ証文相渡し置候間、村川殿と御相談候而、其証文次第可被成候、市兵衛殿も貴様も其証文之通少しも御違背者有之間敷儀と存候、猶期後音之時候、恐惶謹言

(万治三年／一六六〇) 九月五日

亀山庄左衛門（花押）

御限（轍カ）

〔川上健三、七四頁〕、大谷家目録2—34

* 著書の部分は「大谷氏旧記」によつて補つた。

さて、右の四史料はいずれも年未詳だが、すでに川上健三によつて「史料5」～「史料7」については年代確定がなされている。「史料6」〔史料5〕～「史料7〕は、「史料6」(a)・「史料7」(a)の記述と阿部四郎五郎正繼が万治三(一六六〇)年三月一六日に没している」とから、いずれも万治三年の書状である。

大谷船の松嶋初渡海が、万治三年からみて「来年」〔史料6〕(b)「史料7」(b)とされるが、その万治四(寛文元)年は丑年には万治三年となり、この書状は万治一年のものとなる。ついでながら、(d)前半部分にある「去々年村川大分之損仕由」は明暦三(一六五七)年となり、松島渡海にかかるて村川が阿部四郎五郎に申し入れをした(a)「去年貴様被仰候」は万治元年のこととなる。

〔史料4〕は、大谷道喜・阿部四郎五郎いすれも健在(同(a)(b))の時期の書状であるから、大谷道喜の没年月(寛文二年一二月)・阿部四郎五郎の没年月(万治三年三月)と考え併せて、少なくとも万治二年以前のものでなければならない。〔史料4〕(d)「去年市兵衛舟申候、調可申も不存候、聽追而可得其意候、恐惶謹言、

石井宗悦 常(花押)

道喜様 御報

〔新修鳥取市史〕第二巻 三二三頁、大谷家目録1—10

差出の石井宗悦は鳥取城下における初期商人の一人で、廻船業に活躍した人物である。宛先の道喜とは、「史料4」「史料5」にもある米子大谷初代の九右衛門勝宗をさす。右の書状は、田村達也の考証により、狹くとれば承応元(三)一六五二(四)年、広くとれば一六四〇年代後半(五〇年)ころのものとされている。

松島渡海をめぐる村川・大谷双方の意見の相違が、どのような内容の「同心無之」であったかは分からぬ。しかしながら、あいだにあつた阿部(亀山)の側でも「市兵被申分とハ貴様書面少相違成儀も御

座候」〔史料4〕(f)と感じるだけの違いはあつた。

こうした状況に対し、阿部(亀山)は、村川単独による松島渡海事業をよしとはしなかつた。万治元年には既に村川・大谷の交代による

一六四〇年代後半ないし五〇年代はじめから、右史料傍線部に見られるような松島経営の展望を温めていた村川からすれば、たとえ単独であっても松島渡海事業は行なったかったであろう。そして遅くとも明暦三（一六五七）年にはそれを実行に移していた。

こうして村川単独による松島渡海の既成事実化が進められていた以上、阿部四郎五郎の存生中に老中から得たという内意（史料7）（b）は、松島渡海の新規許可ではありえない。また、「市兵衛殿・貴様」へ交付した「證文」（史料7）（c）もまた同様に松島渡海の新規許可ではありえない。それらは「市兵衛殿・貴様」両者へ交付されたものであったから、村川単独により既成事実化された松島渡海を追認し免許を与えるものともなりえない。先年渡しておいた「證文」とおりに「舟御渡し可被成」（史料7）（d）ともいうのだから、「内意」にしろ「証文」にしろ、おそらくは村川が先行して進めていた単独での松島渡海を刷新し、大谷・村川双方による渡海事業へと調整する内容をもつものではなかつたろうか。大谷と村川の「談合」「御相談」（史料5）や「御相談」（史料7）（c）を重視したのはその点と関係する。

ところで、阿部がかように大谷・村川双方の「談合」「御相談」を重視し、かつまた阿部が調整役として乗り出さざるを得なかつた事情についても言及しておきたい。

さきほど万治元（一六五八）（六〇）年に、松島渡海をめぐる大谷・村川間の調整作業が進められたことを述べた（史料4）（史料5）。この時期、大谷家当主であった初代大谷九右衛門勝宗（道喜）は九〇歳を越える高齢であった。そのため万治二（一六五九）年、大谷道喜は病のため出府できず、幼少の伴惣助を御目見に派遣した。（貴殿（大谷道喜のこと）引用者注）病氣ニ付而、為名代同姓惣助御下（五月晦日、大谷家之一、『伯耆志』四一五、六頁）とか、「伴惣助前髪にて江戸出府、

城内にて元服九右衛門と改名」（六月朔日、大谷家2-3）といふ。こうして当主の高齢・病氣および後継者の幼少という現状にあつては、既に単独での松島渡海を進めつつある村川側に対応できるだけの判断を下すことは、大谷側にとつて困難だつたのであるまい。また、ことを大谷・村川双方に任せきりにしたのでは、両者の均衡を保てる保障がなかつた。相対的に非力な立場に置かれた大谷側が、阿部側と緊密に連絡を取りながら利害調整を求めたのではなかつたか。

以上を要するに、「松島渡海免許」なるものは存在しないのである。万治（寛文）の交に現れた事態は新たな渡海免許発行ではなく、渡海をめぐる大谷・村川両家の利害調整に過ぎなかつた。寛文六年、竹島渡海の帰りに漂流した大谷船が「寛永初年竹島渡海免許」の写のみを携行し、松島渡海免許を携行しなかつたのは蓋し当然であった。

（2）寄合之所務について

川上健三は、大谷・村川両家の竹島・松島經營について「輪番で隔年渡海し、その收穫はそれぞれ自家の所得としていたが、年により豊凶があり、また時に難船等の損害もあって収入に不同があつたので、両家相談の上、天和元年（一六八一年）以降収支損益相通じて計算することとなり、次とのおり協約を取りかわした」（川上健三、九二頁）と述べる。

厳密な一年交代であつたか否かはひとまず描くとしても、ある時期に大谷・村川両家が輪番で竹島・松島渡海を行つてゐたのは事実であろう。それは、万治二（一六五九）年の大谷道喜あて龜山庄左衛門書状に「如例兩人にて順々に御渡し可然候」（史料5）（e）とあることや、寛永一四（一六三七）年に漂流した竹島渡海船が村川市兵衛船だけであり、寛文六（一六六六）年の漂流船が大谷九右衛門船だけであつたことからも裏付けられよう。そして、寛永一四年村川船と寛文記（延宝九年七月二三日項に村川市兵衛御目見に関する記録がある（後述））の、傍線部（a）の記述とも合致する。

る」というのである。

この点については、次に示す「史料10」からも傍証できよう。これは大谷家目録2-23の概要であり、目録では年未詳とされるが延宝九（一六八一）天和元年（一六五九）年のものである。二代大谷九右衛門（勝喜）の隠居名が瀬兵衛だから、傍線部（b）にいう「同姓瀬兵衛」とはこの人のことを指す。大谷瀬兵衛は延宝七年九月三日に没しているから、この史料は延宝九年のものと分かる。また、鳥取藩史料「御在国在府日記」（延宝九年七月二三日項に村川市兵衛御目見に関する記録がある（後述））の、傍線部（a）の記述とも合致する。

〔史料10〕

（a）市兵衛首尾能御目見仕り恐縮の事、其の方は病氣の由、少し聞をおいて出府するよう。（b）同姓瀬兵衛去々年九月三日死去、力落しの事、當方も知人故残念、（c）近年竹島の様子宜しからずる旨を村川市兵衛より聞き、尚、松島渡海の船破損、市兵衛も近年兩島にての所務無く難儀致し、（d）此の上は兩人相談し、一所に船遣り、帰帆後損得両方割符にする様に、云々

（大谷家目録2-23）

この子細は不明ながら「近年竹島の様子宜しからずる」とこと、村川市兵衛の仕立てた松島渡海船の破損、近年村川が竹島・松島で収益をあげられないこと、こうした事情がきっかけとなつて（c）、今後竹島・松島渡海のあり方を変更しようというのである。新しいやり方は、大谷・村川が一緒に船を出し、帰帆ののち収益を折半する、というものであった（d）。こうした変更は、阿部から大谷に対し提案されているところからすれば（d）、村川側から阿部に対する働きかけでもあつたのかも知れない。

竹島渡海に伴う収益が思わしくないことは、同じ年の大谷家の史料

一当暮より、（a）竹嶋・松嶋自今以後寄合之所務に仕候、然上ハ此儀ニ付、仮令損亡在之候而も利分在之候而も兩人割符仕、右之算用少も無相違可致事、

一両鳴帆砌、所務之品々少ニても無偽明白に可申相事、

一両鳴仕出之算用、是又互ニ少ニても隱偽申間敷事、

右如一札之、子共之代ニ至迄、（b）両島寄合ニ仕候上ハ、互無遠慮致相談、鳴仕出し入目互疑無之様ニ可仕候、尤損亡又ハ利分在之候節ハ、猶以両人割符無相違様ニ堅算用可申事、依為後之年之二札如件、

村川市兵衛

天和元年 西ノ十二月廿三日

大屋九右衛門殿

（川上健三、九二頁）大谷家目録2-23

この史料が、大谷・村川两家の竹嶋・松嶋渡海およびその収益について合意がなされた文書であることは間違いない。ただし、それが川上の説くように、年々の収益の不均衡をただす意図を含んだものとすることはできない。傍線部（a）（b）に見るよう、ここで合意されているのは、今後竹島・松島両島への渡海を大谷・村川の共同で行う（寄合之所務）ということである。そこで生じた損益については両者折半す

にも明らかである。

〔史料11〕 覚

一先年三達、近年ハ竹島所務も年々減シ、油等も御存如被為遊候漸式三拾樽或ハ四五拾樽ならてハ不參、此分ニ而ハ中々勝手ニ逢申候得共、御公儀様へ年々鮑大分ニ被為召上、鮑前銀として銀子過分ニ拝借仕、御影を以竹島渡海仕、難有仕合奉存候、

(三ヶ条略)

右御断如申上候、何とぞ鮑前銀例年之通拝借仕候様ニ被為仰付被下候ハ、別而難有可奉存候、勝手不如意之私儀ニ御座候へ鳴用意難調迷惑仕候、村川市兵衛儀も來暮より鳴用意仕儀ニ御座候へハ、是又同前ニ難有儀奉存候、弥御了簡奉頼上候、以上

天和元年酉ノ十月晦日

(大谷氏旧記)

(後述)から、右史料にいう「御公儀様」とは鳥取藩のことである。鳥取藩からの借銀でこれまで家業を継続させてきた。近年はとりわけ竹島渡海に伴う収益が減少しているから、今年も例年通り藩からの借銀をお願いしたい、という。

このように竹島渡海による収益の減少するなか、延宝九(天和元)年八月初の阿部提案をうけて、同年暮、大谷・村川は竹島・松島の共同渡海を行なうことで合意した。輪番でなされてきた竹島・松島渡海は、天和二年の春からその形態を変えることとなつたのである。

三 竹島・松島渡海と幕藩権力

(1) 「竹島渡海免許」発給以前の状況

『多聞院日記』天正二〇(一五九二)年五月一九日条に、伯耆人弥

あるいは配下に收めながら、大谷・村川は竹島渡海の利権を排他的に確保していく。

もつとも「竹島渡海免許」は寛永二年(または元年)の一回限りに發給されたものであり、その後更新されることはなかつた。そのため「竹島渡海免許」發給を機に始められた公義御目見と、そこに形成された幕閣とのつながりを誇る由緒が、競合者を排除する役割を補完した。

その大谷・村川の公義御目見は、四、五年に一度ずつ阿部四郎五郎家が寺社奉行へ申入れることによって実現された(後掲「史料12」(c)、(表2))から、仲介者が継続的努力を払つて初めて維持されるものであつた(後述)。とすれば、幕府と大谷・村川両家との関係は、必ずしも公的・継続的なものではなく、代々の阿部四郎五郎家による仲介の努力によつて維持された私的・不定期の関係であつた。

ところで、鳥取藩以外の幕藩領主にとって、竹島産の珍品は阿部四郎五郎家の関係を介してのみ入手できた。たとえば年未詳六月二日付の村川市兵衛あて龜山庄左衛門書状は、百合草・んにく・大竹ほか竹島産の珍品を大坂肥後島崎屋清三郎方へ届けるよう指示し、龜山もまた大桐一本を所望する内容が記される¹²。その書状中で「四郎五郎并出者名と書、自然竹島へ之用之儀申造者有之候、必承引被仕間敷候、此段九右方江今度直々堅く申渡候」というから、阿部四郎五郎の名義を借りて竹島産の珍品を大谷・村川に注文する者もあつたのであろう。阿部もまた、大谷・村川とつながることである種の特権的な地位を得た。

代々の阿部家と大谷・村川家が密接な人間関係を繋いでゆくことで、大谷・村川家に權威と由緒が付与された。そのことを通じて、大谷・村川両家は竹島周辺における利権を排他的に確保することとなつたのである。

(2) 大谷・村川家と鳥取藩

大谷・村川家の竹島渡海に際して鳥取藩が経済支援を行なつたことはこれまでに知られている。たとえば、万治二(一六五九)年一〇月三日付串鮑売上証文や寛文三(一六六三)年正月一日付御城銀借用証文によれば、村川市兵衛が一貫五百目の丁銀を鳥取藩から借受け、竹島渡海で獲た串鮑を藩に賣上げてもらい、その際に買上高と借銀高との清算を行つた(『鳥取県郷土史』四六三(四頁))。渡海前における藩からの借銀は、管見のがぎりでは寛永一五(一六三八)年から認められ、その史料に「此以前のことく」とあることからすれば、こうしたやり方は寛永一五年より以前からの慣行であつた。そして、元禄六(一六九三)年一二月までこうした借銀が継続された¹³。

鳥取藩が大谷・村川两家から賣い上げた串鮑は、「竹島串鮑」として将軍家ほか幕府要職たちへの献上品として用いられた。竹島串鮑の公義献上日時が具体的に分かるのは寛文二(一六七二)年からのことであり、そうした行為がいつ頃まで週りうるものであるかは十分明らかではない。ただし寛文八(一六六八)年までにはそうした献上が始まつておらず、元禄九(一六六九)年の竹島渡海禁止に到るまで続いた¹⁴。こうした献上の積み重ねを通じて、他藩からも「御代々伯耆守様より竹島鮑公儀江御献上」として知られるに到る¹⁵。

ところで、延宝九(一六八一)年三月二九日、阿部四郎五郎正重は小普請入りとなり公務を離れることとなつた。このためこの年から大谷・村川两家の公義御目見は鳥取藩が取り持つこととなつた(「史料12」(a)(b))。『史料12』はそうした事情について、稻葉丹後守・水野右衛門大夫・松平山城守の寺社奉行三名に申入れたものである。

〔史料12〕

伯耆国米子村川市兵衛儀、公方様江御目見寵越候、(a)先年より安部四郎五郎殿御取持ニ而御目見仕来り候、然處當年ハ四郎五郎

七が「いそたき入參」を持参して奈良興福寺多聞院英俊のもとを訪れたとする記事がある。中村栄孝はこの記事から、磯竹島(磯陵島)が薬剤としての人參の産地として知られていたことを推測する「中村栄孝、四六〇頁」。元和四(一六一八)年七月、出雲三尾関の住人馬多三伊ら七名が磯陵島出漁中に漂流して朝鮮に至り、元和六年には、ひそかに竹島渡海を行つていた対馬人弥左衛門・仁右衛門(または豊坂弥左衛門父子)が捕えられて処罰された¹⁶。こうした事例からすれば、寛永二(一六二五)年(または元年)竹島渡海免許が大谷・村川両名に発給される以前、偶然の漂着ではなく意識的な竹島渡海を行ふ者が既に存在した。

ここで、元和四年に竹島渡海を行つたのは出雲三尾関の住人であつた。大谷・村川が竹島渡海を行う際には、米子から出雲・雲津(三尾関)を経由して隱岐島後福浦へ渡り竹島へ向かつたといふから、出雲・隱岐の住人が獨力で竹島渡海を行うこともありえた。そして寛文六(一六六六)年朝鮮に漂着した大谷船の場合、乗員二二名の生國の内訳は伯耆二三名・隱岐九名であった(『竹島考』(天谷の船漂到朝鮮國))。万治三(延宝九(一六六〇)八)年の間の時期には、材木伐採を目的に大谷・村川以外の「他所の者」が竹島に入り込み、「脇より訴訟人達の六ヶ敗事出来」という(天谷家2-12-29)。また、享保七(一七二二)年、石見国安濃郡の三名が七年以前に竹島で潜商行為をはたらいたとして処分された(内藤正中一九九五、一六〇頁)。さらに「史料8」に登場する鳥取城下の初期商人石井宗悦は如何かのかたちで竹島渡海に関与しようとした。おそらく因幡國も含めて山陰地域の人々には竹島渡海とその利益にあずかる可能性があり、大谷と村川が互いに競争者となりうる可能性すら皆無ではなかつた。

このように藩領を越えた各地に潜在的に競合する勢力があつたから、大谷・村川は鳥取藩の免許ではなく幕府の免許をこそ求めた。それが「寛永初年竹島渡海免許」であった。そうして競合する勢力を排除し

しかしながら幕府にあつては、そうした竹島渡海禁止の方針がきちんと継承されなかつた。寛永二年（または元年）に「竹島渡海免許」なるものを発給したのは、幕府は敢てその問題に踏み込まなかつた。渡海免許の更新をすることはなかつたが、竹島渡海禁止方針にかかわる幕閣の共通認識も公式見解ももたず、その一方で「竹島」の名を冠した珍品を献上品として收めるなど、曖昧に対処しつづけた。

ところで、元禄五（一六九二）年三月、竹島で大谷・村川船は多数の朝鮮人漁民と出会い、何らの漁獲をあげるともできずに四月五日に伯耆国米子へ帰着した。あくる元禄六年四月にも竹島には朝鮮人出漁者が多かつた。二年続けて漁にならなかつた大谷・村川船は、竹島にいた朝鮮人のうち二人を米子へ連れ帰り、四月末に米子詰鳥取藩家老荒尾修理に善後処置を求めた。五月、鳥取藩江戸藩邸は月番老中土屋相模守に事情を報じた。その際、鳥取藩側が「向後彼嶋江朝鮮人不參候様致シ、鮑をも前之通獻上をも仕度」と述べたところ、老中はその旨を「御聞届」になつたという。⁽³⁾これすなむち「元禄竹島一件」の発端である。江戸幕府はこののち竹島への朝鮮人出漁禁止を求めるよう対馬藩に命じ、竹島および周辺海域の利権をめぐる日朝外交交渉に入ることとなるからである。

ここで右の経過にも明らかなるように、竹島における大谷・村川船と朝鮮人漁民との競合にかかわる元禄六年の訴えは、鳥取藩を介して幕府に届けられたのであって、阿部家を介したものではなかつた。これは、竹島渡海をめぐる鳥取藩と大谷・村川家との関係が延宝九年以後に変化したことを前提しなければ理解できないことがらである。そして旗本阿部家の仲介ではなく、大名家からの仲介であつたがゆえに今回の事件が表沙汰となり「竹島一件」と発展してゆくこととなつた。曖昧な処理では済まされなくなつたのである。

注

(1) 『鳥取藩史』六、四六六～七頁。なお、傍線は池内、以下同様。

(2) 『寛政重修諸家譜』永井尚政、井上正就各人の項。

(3) 国立国会図書館所蔵対馬藩宗家史料「分類紀事大綱」十四、寛永十四年

七月十七日之日帳、八月十日之日帳

(4) 前掲「分類紀事大綱」十四、寛永十四年八月十四日之日帳

(5) 国立国会図書館所蔵対馬藩宗家史料「深見辨右衛門古暦之写」(寛永一四年)七月一〇日条。なお、この史料の所在については米谷均氏の教示を得た。

(6) 「漂倭入送賄錄」、ソウル大学校奎章閣、丁丑(寛永一四年)七月一六日 条

(7) 当時における年数の数え方の慣行に従えば、寛永一四年の一二三年前とは寛永二年のことを指す。しかしながら「竹島渡海免許」の発給を寛永二年五月一六日とする、次の史料を寛永二年のものと解した場合にいさか問題を生じてくるようと思われる。

(8) 五月十一日之御飛札十月七日ニ參着、具に披見、并出雲紙拾束贈賜遠路御志之程別而令満足候、然者(b)竹島へ渡海之儀當年者延引之由尤ニ存候、如來意小島之儀ニ候間、年を隔被相度可然候、將又(c)當年御上洛も候は、出京ニ而御社可被申上處ニ、左無之ニ付、私慮之由無余儀儀共ニ候、(d)来年於御上洛者被罷上、御年寄中へ被懸御目候儀外裏共肝要之至ニ候、事々期後慶之時候、恐々謹言

候
十月七日
阿部四郎五郎 正之(花押)
村川市兵衛殿
大屋九右衛門殿

御返事

〔村川氏旧記〕

右の史料は『伯耆志』(因伯叢書)第四冊、四〇九頁)にも引用され、そこでは寛永二年のものとされている。徳川家光の上洛が寛永二年にはな

(13) 〔中村栄孝、四五七頁〕、「池内敏付錄年表」整理番号1、「通航一覽」

第四、六〇九頁(典拠は「韓錄」)。「交隣知津錄」「和漂民送来之例」項には「元和四戊午年、馬多伊等七人蔵陵島ニ漁し漂流するを送る、是御和好後之始り也」とあり、「蓋隣通書」一七に収められた万曆四六(一六一八)年七月付の日本國対馬州太守あて朝鮮國礼曹參議書契では「倭人馬多三伊等七人(中略)則乃住居三尾關。而往漁于蔵陵島。遇風漂到者也」とする。

(14) 〔中村栄孝、四五六～四五八頁〕。「日鮮通交史 附釜山史」五三五頁に「袖谷記に曰、磯竹島は、昔、鷺坂弥左衛門父子渡此島隠居、自公儀以御朱印、対馬侍府中田舎者小船二艘以行捕之來也、是自日本行事禁故なり」とある。

(15) 〔米子より竹島に赴くには一旦蘿州靈津に着き、其より隱岐國島後福浦に渡り、福浦より竹島に直航するを常とす〕(鳥取藩史)六卷四六七頁、典拠は「池田家所藏竹島關係文書・伯耆志」という。

(16) 原典は『觀聽祐策』巻之中(鳥根県立図書館)

(17) 〔伯耆志〕四二一～二頁、「鳥取縣鄉土史」四六〇～一頁、「川上健三」九〇〇頁。ただし、右三書所収の史料には字句の異同がある。また、差出者の龜山庄左衛門は延宝九(一六八一)年四月に没しているので、この史料は延宝八年以前のものである。

(18) 一米子之村川市兵衛、此以前之とくうり付二來、当年分被成御借聞、以右之とく書物取之置、かし可申候、委細者横川次太夫可被申候、以いざ事実に着目している。

(10) 「朝尾直弘」五三頁。なお奉書船制度における奉書については、異国への渡海許可について記された老中文書で海外へ携行したものとする理解もあり、議論が定まらない「太田勝也」。しかし仮にこの場合であつても、その奉書は異国渡海朱印状の代わりに発給される以上、宛先は海外へ赴く貿易商人となるであろうから、やはり「竹島渡海免許」の書式とは異なつてくる。

(11) 前掲「分類紀事大綱」十四、寛文六年八月一日条

(12) 『鳥取縣鄉土史』四六四～五頁

志摩

兵部

内匠

- (19) 『鳥取藩池田家史料『控帳』寛永一五年一月一七日条、鳥取県立博物館)
- (20) 『米子大屋藤兵衛再三願出候付而、拝借銀四貫五百目被仰付旨、村上治江戸参府をも勤めた人物である(「大谷文子」「竹島渡海由来記書抜抄」四代目九右衛門勝房項)。また、「元禄六年八月一六日付、借銀四貫五百目を御公義へ願出の控」(「大谷家1—35」)は右史料の「再三願出候」とする記述と関連すると思われる。翌元禄七年に大谷・村川家から拝借銀の願出がなされた際、鳥取藩は「拝借之儀者度々之儀故不被仰付候、嶋へ渡海之儀者商充之儀三候へハ御留難成候間、勝手次第二候」としてこれを拒んだ(鳥取藩池田家史料『控帳』元禄七年一月二六日条)。
- (21) 『藩法集』二(「鳥取藩」、四八八頁、御旧法御定制・五九六号)
- (22) 『鳥取藩史』六卷二六五頁、殖産商工志「幕府献上の魚」項
- (23) 対馬藩宗家史料『竹島一件』(長崎県立対馬歴史民俗資料館)元禄六年六月三日条
- (24) 『寛政重修諸家譜』阿部政重項
- (25) 三人の寺社奉行在任期間は 稲葉丹後守が延宝九年四月九日(天和元年一月一五日、水野右衛門大夫が延宝九年二月一六日(貞享二年五月一日、松平山城守が延宝六年三月二三日(天和元年一月二八日(『柳當補任』一、五三頁)
- (26) 本多源路守の寺社奉行在任は天和三年二月二日(貞享四年五月一四日、坂本内記の寺社奉行任は天和二年一〇月一六日(貞享四年五月一四日(『柳當補任』一、五四頁)
- (27) 鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』元禄二年一二月九日条

[表1] 朝鮮に漂着した竹島渡海船の積荷

| 寛永14年(村川市兵衛船) | 寛文6年(大谷九右衛門船) |
|---------------|----------------------------------|
| みつ之魚之油 314樽 | 串鮑 60連 |
| 干鮑 406連 | ミチの皮 350張 |
| 丸干鮑 4俵半 | ミチノ油 70樽 |
| 塩あわび 2樽 | 材木 9株(撇幅2尺・厚1尺・長3間7株、推1株、栎長1間1株) |
| みつ之魚之魚皮 53枚 | |
| きくらげ 8俵 | |
| ミツノ魚ノ身 60俵 | |

*「深見弥右衛門古帳之写」寛永14年7月10日項

*岡島正義『竹島考』「大谷船漂到朝鮮國」項

[表2] 大谷・村川の御目見

| | |
|---------------------------------------|------------------|
| ○ 寛永3 (1626) 年 村川市兵衛正純、江戸参府 | ◆ 「御祐筆日記」 |
| ○ 寛永15 (1638) 年 村川市兵衛正純・大谷九右衛門勝宗、江戸参府 | *「御在国御在府日記」に記載ナシ |
| ○ 正保2 (1645) 年 村川市兵衛正純、江戸参府 | |
| ○ 明暦3 (1657) 年 村川市兵衛正清、江戸参府 | |
| ○ 万治2 (1659) 年 大谷九右衛門勝実、江戸参府 | |
| ○ 万治5 (1665) 年 村川市兵衛正清、江戸参府 | |
| ○ 万治11 (1671) 年 大谷九右衛門勝実、江戸参府 | |
| ◆ 寛文13 (1673) 年 村川市兵衛、江戸参府 | ◆ 「御祐筆日記」 |
| ○ 延宝7 (1679) 年 大谷九右衛門勝信、江戸参府 | *「御在国御在府日記」に記載ナシ |
| ○◆ 延宝9 (1681) 年 村川市兵衛正勝、江戸参府 | ◆ 「御在国御在府日記」 |
| ○◆ 貞享2 (1685) 年 大谷九右衛門勝信、江戸参府 | ◆ 「御在国御在府日記」 |
| ○ 元禄2 (1689) 年 村川市兵衛正勝、江戸参府 | *「御祐筆日記」に記載ナシ |
| ○ 元禄7 (1694) 年 大谷九右衛門勝房、江戸参府 | |

○は大谷家文書で確認できる参府、◆は鳥取藩池田家史料で確認できる参府

- (28) 同前『御在国在府日記』貞享二年一二月七日条
- (29) 〔中村栄孝〕四五二—四頁。
- (30) 注(14)に同じ。
- (31) 前掲「深見弥右衛門古帳之写」寛永一四年七月九日条
- (32) 鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』元禄六年五月一五日条

- 参考文献・史料
朝尾直弘「都市と近世社会を考える」朝日新聞社、一九九五年
池内敏「近世日本と朝鮮漂流民」臨川書店、一九九八年
李薰「朝鮮後期の独島領属論議」、「独島と対馬島」知性の泉社、ソウル、一九九六年
太田勝也「奉書船制度の「奉書」とは」、「古文書研究」四三、一九九六年
大谷文子「大谷家古文書」、非売品、一九八六年
梶村秀樹「竹島と独島問題と日本国家」、「朝鮮研究」一八二、一九七八年、のち「朝鮮史と日本人」梶村秀樹著作集第一巻、明石書店、一九九二年

- 川上健二「竹島の歴史地理学的研究」古今書院、一九六六年
内藤正中「辟陵島と因伯—鳥取県の日朝關係史(1)」、「北東アジア文化研究」二、一九九八年
中村栄孝「日鮮關係史の研究」下、吉川弘文館、一九六九年

- 藤井讓治「江戸幕府老中制形成過程の研究」校倉書房、一九九〇年
堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」、「朝鮮史研究会論文集」二四、一九八七年

*『大谷氏旧記』一~三、東京大学史料編纂所